

介護保険料額について

保険料の算定について

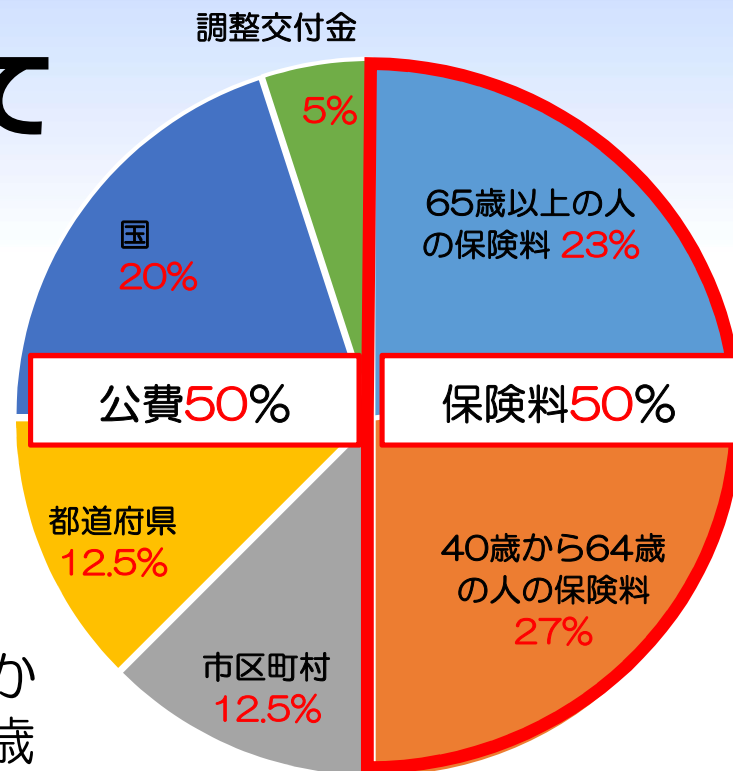
＜介護保険の財源＞

約50%が公費、残りの50%のうち約23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者の保険料で賄われています。

（右図は居宅サービス等の財源構成）

＜保険料の算定方法＞

利用者負担を除いた介護保険サービスにかかる費用の総額の23%分に応じて、65歳以上の人の保険料基準額を決定します。



岩倉市の基準額
(令和3年度から3年間)
月額 4,996円

※市区町村によって異なります。

※介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

基準額をもとに

- ①本人の市民税の課税状況
- ②合計所得金額及び課税年金収入額
- ③世帯員の市民税の課税状況

などにより、13段階に振り分けられます。（基準額は「第5段階」）

保険料の算定の例



氏名：岩倉花子（70歳）

世帯：夫と2人世帯 夫：市民税課税

花子さん：市民税非課税 生活保護受給なし

本人収入：課税年金※のみ 100万円

（※国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金）

〈岩倉花子さんの場合〉

世帯員（夫）に市民税が課税されていて、本人（花子さん）が非課税、合計所得金額（収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額）と課税年金収入額の合計が80万円を超えている



所得段階 第5段階
保険料額 59,900円（年額）

※みんなの介護保険利用ガイドブック最終ページ参照

保険料の軽減について

低所得者への負担軽減策として消費税を財源として、第1段階から第3段階の保険料軽減を行っています。

	軽減前		軽減後
所得段階	保険料年額		保険料年額
第1段階	29,900円	➡	17,900円
第2段階	37,700円	➡	29,900円
第3段階	44,900円	➡	41,900円

※みんなの介護保険利用ガイドブック最終ページ参照

65歳になる年度の保険料

例：昭和32年9月20日生まれの人

※令和4年9月19日に65歳になる人

第2号被保険者

第1号被保険者

令和4年

令和5年



医療保険の
保険者に納めます

加入している医療保険の算定
方法により決定

岩倉市に納めます

所得段階に応じた介護保険
料の年額を月数で割った金
額を毎月納付